

# 大東三箇高齢者交流センター管理規定

平成23年8月1日制定

## (目的)

第1条 この規定は、大東市高齢者交流スペース設置に関する補助金交付要綱（平成22年要綱第79号）に基づき設置した大東三箇高齢者交流センター（以下「交流センター」という。）の管理等について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 交流センターを利用できる者は、大東市内に居住する概ね60歳以上の高齢者とする。

## (活動内容)

第3条 交流センターは、高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等の活動の場を提供するものとする。

## (開館時間および休館日)

第4条 交流センターの開館時間および休館日は、次のとおりとする。ただし、交流センター長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 開館時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 水曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（敬老の日を除く。）

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

## (使用の手続)

第5条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ交流センター使用証交付申請書（様式第1号）を交流センター長に提出し、交流センター使用証（様式第2号。以下「使用証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の使用証は、交流センター使用の際、受付に提示しなければならない。

## (使用証の有効期間)

第6条 使用証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、交付日が、年度途中のものについては、交付日からその年度の3月31日までとする。

## (使用証の譲渡等の禁止)

第7条 使用証は、他人に譲渡し、または貸与してはならない。

## (届出義務等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を交流センター長に届け出て、使用証の再交付を受けなければならない。

(1) 使用証の記載事項に変更を生じたとき。

(2) 使用証を紛失、破損または汚損したとき。

(団体使用の手続)

第9条 交流センターを団体が使用しようとするときは、交流センター団体使用許可申請書(様式第3号)を交流センター長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日の30日以前のものについては、受け付けないものとする。ただし、交流センター長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 交流センター長は、第1項の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、交流センター団体使用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用の制限)

第10条 交流センター長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を制限し、もしくは停止し、または退去を命じることができる。

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設または付属設備その他器具、備品等を破損もしくは汚損または滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。

(4) 災害その他やむを得ぬ理由が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第11条 交流センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、施設または付属設備等を破損し、または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(管理人)

第14条 交流センターに管理人を置く。

(職務)

第15条 管理人は、所管の事務を掌理し指導監督する。

(管理人の業務事項)

第16条 管理人ができる事項は、次のとおりとする。

(1) 施設の使用許可および許可の取消しをすること。

(2) 施設の使用の制限または停止をすること。

(3) 施設の使用時間を延長または短縮すること。

(4) 施設の入館の拒絶および退館を命じること。

(5) 施設に据付けの器具備品等の使用許可をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、所管に属する軽易および定例的な事務を処理すること。

(補 則)

第17条 この規定に定めるもののほか、交流センターの管理等に関し必要な事項は、交流センター長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この規則は、平成23年8月7日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

交流センター使用証交付申請書

平成 年 月 日

大東三箇高齢者交流センター長 様

申請者 住所  
氏名 (年齢 歳)  
電話 ー

緊急連絡先 住所  
氏名 (続柄 )  
電話 ー

交流センター使用証の交付を申請いたします。

交流センター使用証の交付決裁

発行する ・ 発行しない

様式第 2 号(第 5 条関係)

(表)

大東三箇高齢者交流センター使用証		
No.	氏名	
	年	月 日交付
		大東三箇高齢者交流センター長 印

(裏)

<p>(1) 交流センターを使用するときは、受付に本証を提示してください。</p> <p>(2) 本証を他人に貸したり譲ったりしてはいけません。</p> <p>(3) 本証に記載している事項に変更が生じたときは、届け出てください。</p> <p>(4) 本証を汚したり、失ったときは、届け出てください。</p> <p>(5) 交流センターを利用するときは、規律を守り、管理人の指示に従ってください。</p> <p>(6) 交流センターの使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。</p> <p>(7) 交流センターの休館日は、水曜日、祝日(敬老の日は除く。)、および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までです。</p>
--

様式第3号(第9条関係)

交流センター団体使用許可申請書

平成 年 月 日

大東三箇高齢者交流センター長 様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり、交流センターを使用したいので申請いたします。

使用日時	年 月 日 ( )	午前	午後	前後	前後	時	分	から	時	分	まで
使用場所											
使用目的											
使用予定人数	名										
使用責任者 住所・氏名											
備考											

様式第4号(第9条関係)

許可第 年 月 日 号

交流センター団体使用許可書

団体名

代表者名 様

大東三箇高齢者交流センター長 印

次のとおり、交流センターの使用を許可する。

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前後 午後 前後 時 分から 時 分まで
使用場所	
使用目的	
使用予定人数	名
使用責任者 住所・氏名	

使用許可条件

- (1) この許可書は、常に携帯しセンター管理者の求めに応じて、いつでも提示すること。
- (2) 許可なくセンター内にはり紙をし、または釘打ち等をしないこと。
- (3) 許可を受けた以外の設備、その他器具備品等を使用しないこと。
- (4) 政治的行為および宗教的行為のための集会に使用しないこと。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 他の使用者に対し迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 建物および備品等を破損しないこと、破損したときは実費弁償をすること。
- (8) その他センターの管理人の指示に従うこと。